



島根県報

令和4年1月4日(火)

号外第1号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第1号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市山代町478番3地先から同市古志原六丁目976番12地先まで	メートル 207.00	令和4年 1月15日	松江県土整備事務所	
県道	仁摩邑南線	大田市仁摩町大国25番6地先から同57番3地先まで	204.80	令和4年 1月20日	県央県土整備事務所大田事業所	